

# 配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金 公募要領

## 1 目的

市は、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組に補助金を交付することにより、DV被害者等が自立し、地域社会において安全・安心に過ごせるよう、セーフティ機能を強化することを目的とします。

## 2 補助金の対象となる団体

補助金の交付を受けることができる団体は次のいずれかの団体とします。

- (1) 暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設であり、DV被害者等に対する保護を行う場（部屋）を有する、市内に活動拠点を置く団体
- (2) 居場所のない若年女性への居住場所の提供、及びDVからの避難後に支援を受けながら地域での自立に向けた生活再建を図るための施設（ステップハウス）を有する、市内に活動拠点を置く団体
- (3) (1)、(2)のほか、市長が別に定める条件を満たし市長が適当と認める団体

## 3 補助金の対象となる事業

民間シェルター等が行う地域における先進的なDV被害者等支援の取組を促進する、次に掲げる事業（以下、「本事業」という。）を交付の対象とします。

なお、事業の実施にあたっては、配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金交付要綱に基づき、実施する必要があります。

- (1) 受入体制整備事業
  - ①被害者等の状況に応じた柔軟な相談の実施
  - ②多様な被害者等を受け入れるために要する経費
- (2) 専門的・個別的支援事業  
被害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援の実施

## 4 用語の定義

1の事業における用語の定義は、それぞれ次に定めます。

- (1) DV被害者等  
DV被害者に加え、家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護・援助を必要とする状態にあると認められる者、その他ストーカー被害者、人身取引被害者等。
- (2) 民間シェルター等  
民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設であり、DV被害者等に対する保護を行う場（部屋）を有する団体。（た

だし、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体を除く。)

また、単にDV被害者等の避難・保護のみではなく、居場所のない若年女性への居住場所の提供、及びDVからの避難後に支援を受けながら地域で自立に向けた生活再建を図るための施設（ステップハウス）も含む。

### (3) 先進的な取組

民間シェルターの基本的な取組（電話・面接による事前の相談支援、保護及び保護中の支援員による一般的な相談・支援）に加えて行うものであって、その取組を実施することにより、地域におけるDV被害者等に対する支援の充実が認められる取組。

なお、前年度に交付対象となった取組を引き続き行う場合については、より効果的な取組となるよう必要な改善を図ること。

## 5 補助金の交付額

補助金の交付額は以下のとおりです。

- (1) 民間シェルター等1か所あたり397万6千円を上限とし、事業費の10分の10を交付します。ただし、補助金の対象経費に限ります。
- (2) (1)の上限額には、事業費の10%を事業管理経費として計上することができます。ただし、事業管理経費を含めて397万6千円以内とします。
- (3) 民間シェルター等1か所あたりの最低交付金額は、20万円（事務管理経費を含む。）とします。
- (4) 本事業により収益が生じた場合は、その収益に相当する額を減額して交付します。

## 6 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 7 補助金の交付の対象となる経費

補助金の交付の対象となる経費は、3に掲げる事業の実施に直接必要となる経費のうち、別表に定めるものとします。また、以下の点に留意してください。

- (1) 補助金の交付決定前に支出された経費も対象とする。
- (2) 事業開始時期に関わらず、6に規定する実施期間中に実施する事業に要する経費をすべて計上すること。
- (3) 申請額は千円単位で計上すること。

## 8 補助金の補助対象とならない経費

- (1) 事業実施に直接関連のない経費
- (2) 補助金の要件を満たさない経費

- (3) 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (4) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 ※
- (※ 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。）
- (5) 本事業以外に国、地方公共団体等から財政的支援を受けている取組に係る経費（ただし、本事業部分とその他財政的支援を受けて実施する事業部分の明確な区分がなされ、一体的に実施することで相乗効果が期待される場合は、この限りでない。）

## 9 申請書類提出にあたっての注意事項

- (1) 申請書は、配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金交付要綱様式第1号に沿って作成すること。
- (2) 計画書は別紙様式に沿って作成すること。なお、所要額調については、令和8年度に新たに事業を実施する場合の「新規分（様式1-1）」と前年度からの事業を引き続き実施する場合の「継続分（様式1-2）」を区別して作成すること。
- (3) 申請書類の虚偽の記載、不備等がある場合は審査対象外となる場合がある。
- (4) 要件を有しないものが提出した申請書類は、無効とする。
- (5) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、応募団体の負担とする。
- (6) 提出後の申請書類については、原則として、資料の差し替え等は不可とし、採用、不採用にかかわらず返却はしない。
- (7) 提出書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用しない。

## 10 審査ヒアリング

計画書の審査にあたり、必要に応じて申請書類の内容についてヒアリングすることがあります。

## 11 補助金交付候補者の選定

### (1) 審査の手順

提出された申請書類について、(2)の審査の観点から、(3)の審査の基準に基づき、人権・男女共生課で書類審査を行った上で、市長が選定します。

### (2) 審査の観点

審査は、採択要件に関する取組内容など、事業内容、実施方法及び事業の効果見込み等を勘案して総合的に行います。

### (3) 審査の基準

事業内容、実施方法及び事業の効果について、次の項目を踏まえ審査されます。

#### ①補助金の目的に沿った効果の発現性

地域における現状や課題を踏まえて、地域における官民が連携したDV被害者等支援の充実に資するものとなっているか。

②事業の先進性、新規性

地域の発意に根ざした先導的な事業としての先進性、新規性があるか。

③効果的な事業実施環境の整備

事業の実施にあたり、官民が連携する民間シェルター等との間で、事業成果の出る連携体制となっているか。

④事業成果の波及性

事業成果の地域内の他団体又は他地域への波及が期待できるかどうか。

(4) 審査結果の通知

提出された計画書が市長より選定された場合は採択の旨を通知します。

なお、補助金の交付は、別途必要な手続きを経て正式に決定されます。

## 12 交付決定に必要な手続き等

補助金の交付は、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書を指定する期日までに提出してください。交付申請書を審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、交付申請書の内容については、審査結果等に基づいて修正していただくことがあります。

## 13 事業成果等の報告

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、交付要綱に基づき必要な報告を行ってください。

### 別表 補助金の交付の対象となる経費

| 1 区分        | 2 対象経費  |
|-------------|---|
| 受入体制整備事業    | ①多様な被害者等を受け入れるために要する経費<br>・適切な居住施設の賃借料等<br>②メール・SNSの活用等により被害者等の状況に応じた柔軟な相談を行うために要する経費<br>・システム整備経費、支援員の人件費等 |
| 専門的・個別的支援事業 | 被害者の特性や課題に応じた専門的・個別的支援を実施するために要する経費<br>・専門職及び個別的な対応を行う支援員の報酬、交通費等   |